

農産物検査基礎知識



訂正方法と抹消方法

検査証明書の交付に係り、記載内容に間違いがあったときは、正しく「訂正」若しくは「抹消」する必要があります。

なお、「訂正方法」と「抹消方法」は異なりますのでご注意ください。

訂正方法

訂正を行う場合は、誤りを抹消した上で、抹消した線にかかるよう訂正印(検査員認印)を押印し、近くの余白個所に訂正内容を記載します。

【年産の訂正方法の例】

検査証明書	
道改協 1.9.15 北林茂	令和1年産 水稻うるち玄米
銘柄 北海道産	ななつぼし
正味重量規格	
30 kg	

※令和も記載できます。

【銘柄の訂正方法の例】

検査証明書	
令和1年産	水稻うるち玄米
銘柄 北海道産	ななつぼし ゆめぴりか 道改協 1.9.15 北林茂
正味重量規格	
30 kg	

抹消方法

抹消の場合は、訂正印は押印しません。もし訂正印を押印すると流通段階で違う内容を記載されるなど悪用される恐れがあるため、押印しません。

【元号の抹消方法の例】

検査証明書	
平成 1年産	水稻うるち玄米
銘柄 北海道産	ななつぼし
正味重量規格	
30 kg	

※令和を記載する場合は、元号の訂正となるので訂正印が必要です。

【銘柄の抹消方法の例】

検査証明書	
令和1年産	水稻うるち玄米
銘柄	北海道産
正味重量規格	
30 kg	

※非銘柄の場合、銘柄の記載が無くても、北海道産まで含め抹消します。
北海道産の記載が無い場合は、空白欄全てを抹消します。